

財務省告示第二百二十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十三項の規定に基づき、平成十六年四月十二日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十六年四月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第六回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で一兆四千百八十四億七千六百六十七万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成十六年四月十二日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利率の適用利率	年〇・五五パーセント
十	経過利率の払込み	(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する

期日に払い込むこととする。

$$\text{償付総額} \times \frac{0.55}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一

第二期以後の適用利率

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた発行日から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札(当該開始日の属する月に行われた入札を除く。)の結果に基づき算出された複利回りから、 0.8 パーセントを控除した率 0.5 パーセントを下回るときは、その率は 0.5 パーセントとする。

十二

初期利子

平成十六年十月十日を支払期とし、次の算式により算出した金

額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.55}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年四月十日及び十月十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{償還金額} \times \frac{\text{第二期中の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限
 十五 償還金額
 十六 払込期日
 十七 払込場所
 十八 中途換金
 十九 中途換金の取扱い

平成二十六年四月十日
 額面金額百円につき百円
 平成十六年四月十二日
 日本銀行の本店又は支店
 中途換金の買取りは、平成十七年四月十日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子の積出する金額} \cdot \text{買取る日直前の利子} + \text{払期及びその直前の利子} + \text{前払の利子} + \text{前号の引当金}}{\text{償還金額}}$$

十九 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者が死亡したときは、その相続人は平成十七

年四月十日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成十六年十月十日から平成十七年四月十日前までの間の場合

貯蓄金 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額)

(二) 平成十六年十月十日前の場合

貯蓄金 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額

二十 元利金支

払場所

日本銀行